

手話の日啓発イベントにおける企画及び開催に係る業務の受託候補者選定要綱

令和8年6月30日決定

(目的)

第1条 この要綱は、京都市が実施する手話の日啓発イベントにおける企画及び開催に係る業務の委託に当たり、当該業務の受託者として最も適した候補者（以下「受託候補者」という。）の選定に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用)

第2条 この要綱は、手話の日啓発イベントにおける企画及び開催に係る業務の委託が、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に掲げる場合に該当するものとして随意契約を行う場合に適用する。

(受託候補者選定委員会)

第3条 受託候補者の選定に関する審議を行うために、手話の日啓発イベントの企画及び開催に係る業務受託候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は別表に掲げる委員をもって構成する。
- 3 委員会の庶務は、京都市保健福祉局障害保健福祉推進室において行う。
- 4 委員会は、非公開とする。ただし、委員会が特に認めた場合はこの限りではない。
- 5 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会において定めるものとする。

(参加者の要件)

第4条 参加者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 過去5年間に本業務と同種又は類似の業務について、国又は地方公共団体と業務委託契約を締結した実績があること。
なお、本業務と類似の業務とは、次のア、イの両方を満たす業務を言う。
ア 市民を対象とし、1日あたり参加者が延べ1,000人以上の規模のイベントであること。
イ 委託業務内容に、企画立案、会場設営及び運営、広報活動が含まれること。
- (2) 京都市契約事務規則第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は同規則第22条第2項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登録している者。同名簿へ登録がない者にあつては、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有する者。
- (3) 公告の日から応募締切日までの間において、京都市競争入札等取扱要綱第29条の1の規定に基づく競争入札参加停止措置（(2)の名簿へ登録がない者に該当する場合は、当該資格に関する停止措置）を受けていない者であること。

(企画提案書)

第5条 参加者は、別に定める募集要項に基づき企画提案書を作成し、提出しなければならない。

- 2 提出された企画提案書が次の各号に掲げる事項に該当する場合は、当該企画提案書を無効とすることができる。
 - (1) 企画提案書に虚偽の記載があると認められるとき。
 - (2) 企画提案書に不備や不足があり、提出期限内に再提出されなかったとき。
 - (3) 企画提案書に記載された担当者等が、契約締結後に当該業務に従事できないと認められるとき。ただし、やむを得ない事情があるときはこの限りではない。
 - (4) 企画提案書に記載された見積金額が、予定価格を超えているとき。
 - (5) 受託候補者の選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行ったと認めら

れるとき。

(受託候補者の選定)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる事項に加え、別に定める評価基準に基づき参加者を評価し、その結果を総合的に判断して、受託候補者を選定する。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 受託する契約と同種又は類似の業務の契約実績
- (3) その他特に留意する必要があると認められること。

(補則)

第7条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の実施に関し必要な事項は、京都市が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は決定の日から施行する。

別表 受託候補者選定委員会の委員

京都市
保健福祉局障害保健福祉推進室 室長
保健福祉局障害保健福祉推進室 企画・社会参加推進課長
保健福祉局障害保健福祉推進室 社会参加・共生推進係長